

## 報告書の趣旨・目的

- 生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）の本格施行や社会福祉法人を取り巻く環境変化など、昨今の国の動向を見据えつつ、生活保護率の高さや全国平均を上回る高校中退率やニート、非正規労働者数など、大阪に内在する社会環境の変化を踏まえ、社会福祉法人を核とした地域福祉の多様な主体が有する人材や施設機能、ノウハウ等の社会資源を、要援護者のニーズに沿い、一気通貫で活用していく「大阪発の“福祉協働型”生活困窮者自立支援システム」の構築をめざす

## 社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会での検討

- 第3期大阪府地域福祉支援計画(H27.4～5年間)の核となる「生活困窮者自立支援」と地域福祉の担い手の核となる「社会福祉法人」の役割等を検討するため、大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会に新たに部会を設置

《部会員名簿》

○：部会長、□：専門委員

○明石 隆行	種智院大学人文学部 社会福祉学科長
□菊池 繁信	社会福祉法人 吹田みどり福祉会 理事長
□関川芳孝	大阪府立大学 人間社会学部 教授
□西座 新二	社会福祉法人 来友会 理事長
森垣 学	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 事務局長

《検討経過》

第1回(H26.4)	◇社会福祉法人をとりまく状況（厚生労働省大臣官房 審議官 古都賢一氏） ◇社会福祉法人による生活困窮者への総合生活支援（社会福祉法人八尾隣保館 理事長 荒井恵一氏）等
第2回(H26.6)	◇CSWの役割・これまでの活動と生活困窮者支援（社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局次長 勝部麗子氏） ◇エル・チャレンジの取組みとこれからの社会的企業型事業協同組合モデルの検討（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 理事兼事務局長 丸尾亮好氏、政策研究室 田岡秀朋氏） ◇報告書のとりまとめに向けて（大阪府域におけるこれまでの取組みに係る効果検証、社会福祉法人の「さらなる地域貢献」と各主体の役割）
第3回(H26.7)	◇報告書のとりまとめに向けて（大阪方式の生活困窮者自立支援システムの構築等）
第4回(H26.9)	◇報告書とりまとめ

## I 社会福祉法人をとりまく状況

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉事業を確実、効果的、かつ適正に取り組むことを使命として、その活動において実践
- しかし、一方で、社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉法人に期待される新たな課題への対応や制度の狭間にいる人を支える取組みへの参画など、従来事業の枠を越えた取組みは、未だ十分と言えるものになっていない
- さらに、内部留保のあり方や有効活用を喫緊の課題として検討し、財務状況の透明性の確保を図るなど、税制優遇措置を受ける社会福祉法人の使命・役割を果たすことが求められている

《国の動き》

- 規制改革に関する第2次答申(H26.6内閣府)
- 法人税の改革について(H26.6内閣府)
- 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(H26.7厚労省)

## II 今、求められる生活困窮者自立支援策

- 府域では、新法施行に向けて自治体の実態に即した支援体制を構築するべく、昨年度よりモデル事業を実施
  - ▶H25:6自治体、H26:15自治体
- 昨年度、府では、新法がめざす出口戦略である就労へ結びつけるため、就労訓練事業の場を確保するモデル事業を実施
  - ▶就労訓練事業の認知度調査、実施意向調査 等
- 今年度、引き続き、就労訓練事業に取り組み、事業所の参画促進と課題等を整理。加えて、郡部の一部町村を対象に、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援に係るモデル事業を実施

## III 府域におけるこれまでの取組み

- これまで各主体が取り組んできた制度の狭間にいる要援護者支援のうち、主な取組みを抽出し、効果検証

- ◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置等[H16～]
  - ▶府が前面に立ち、全国に先鞭をつけた取組み。「声かけ・見守り」「相談」「つなぎ」等様々な支援を行う中核的な役割を担う
- ◆生活困窮者への総合生活相談事業等[H16～]
  - ▶大阪府社協、老人施設部会は「生活困窮者レスキュー事業」を実施
- ◆行政の福祉化 [H11～]
  - ▶官公需発注における総合評価一般競争入札や障がい者の就労訓練
- ◆地域就労支援事業[H14～]
  - ▶市町村（政令市除く）に地域就労支援Cを設置し就職困難者を支援

## IV 社会福祉法人の「さらなる地域貢献」と各主体の役割

- 生活困窮者の自立支援の担い手として、公益性の高い社会福祉法人をはじめ、地域福祉を支える多様な主体から7つの主体に着目し、求められる役割等について整理

## ①社会福祉法人

- 施設種別の特性や強み、ノウハウ等を活かし、新法の各種事業への参画はもちろん、オール大阪の社会福祉法人による独自の事業展開が求められている。
- また、民間企業等との多様な主体とのネットワーク構築の核として積極的に取り組むことが期待されている。

## ②市町村

- 新法の法定事業の実施主体として、各種福祉サービス、就労支援の実施主体として、地域の実情に応じた支援メニューや支援体制の充実が求められている。

## ③市町村社協

- 地域社会の核として、市町村をはじめ多様な主体と連携・協力を進めつつ、積極的な取組みが求められている。

## ④府社協

- 複雑な福祉課題に対応できる福祉人材の養成強化や府域の社福のサポート機能としての役割が求められる。

## ⑤非営利法人

- 地域に密着した社会貢献活動を進める法人の協力は不可欠であり、多様な主体との連携や各種機能への参画が期待されている。

## ⑥民間企業

- 職業的自立を支える中間的就労や雇用の受け入れ先としての役割が求められている。

- ⑦大阪府 ■郡部における法定事業の実施主体に加え、府域共通の課題把握等の情報収集に努めつつ、大阪の実情を踏まえた多様な主体のネットワークによる大阪方式（一気通貫支援）のトータルコーディネート機能が求められている。

## V 「大阪方式」の生活困窮者支援システムの提案

- 「大阪方式」とは、自立相談から就労訓練、そして職業的自立に至る切れ目をつくらない生活困窮者自立支援に係る「一気通貫システム」をいう。
- 大阪方式の提案にあたっては、「点（支援機関単体）」から「線（ネットワーク化）」、「面（トータルパッケージ）」へ、実施主体と施策の広がりをイメージし、福祉協働に向けた一気通貫支援のシステム構築をめざす（別紙参照）。《3つのポイント》

## これまでの実績・ノウハウを活かす

- 社福や行政をはじめ多様な主体が取り組んできた要援護者支援のノウハウ等を活かし、さらなる活性化を図る

## 大阪の実情に沿った定義づけを行う

- 大阪方式では「生活困窮者」に生活保護受給者や非正規労働者等も該当し、幅広く支援する
- 「さらなる地域貢献」を「福祉協働（ソーシャル・パートナーシップ・プログラム）」と命名

## 社福を核とした多様な主体との連携を図る

- これまで連携経験のない民間企業等とパートナーシップを組み、就労支援に取り組む

《提案の視点》

- 【1】「福祉協働」の核としての社福の役割と支援事業の強化  
《点を「つよくする」》
- 【2】社会福祉法人と多様な主体（民間企業、公益法人等）とのネットワーク構築  
《点から線へ「つなぐ」》
- 【3】ネットワークを活かし、福祉協働を「トータルパッケージ（一気通貫支援システム）」で提供  
《線を面へ「ひろげる」》

【図表①：今後の具体的な取組み内容（＝大阪方式、一気通貫システムの構築）】

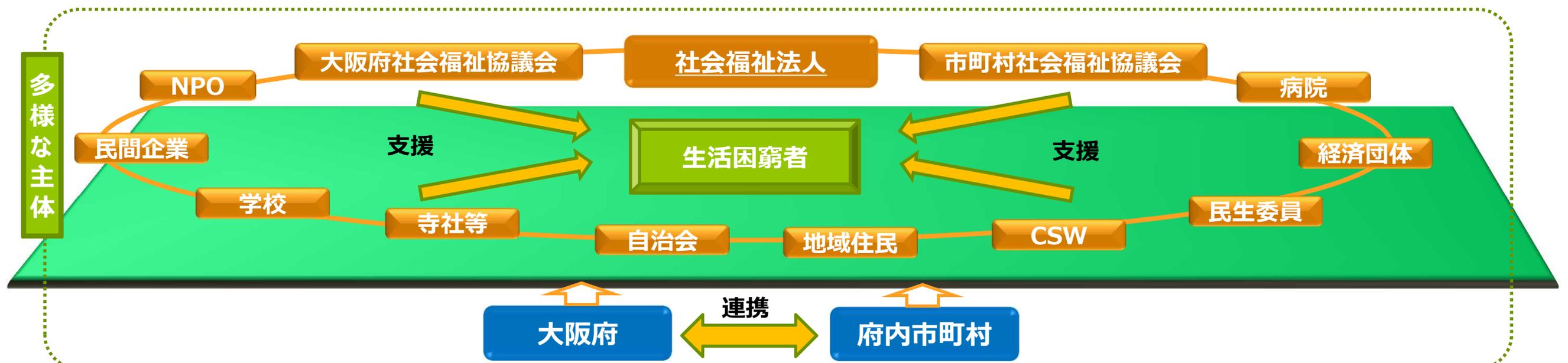
[資料出所]第3回検討部会配布資料より引用（大阪府 H26.7.30）

[▶:新規 ○:拡充]

		自立相談支援	就労準備支援	一時生活支援	家計相談支援	学習支援	就労訓練	職業的自立
点を「つよくなる」	法定事業	▶ 社会福祉法人は、単独又はJV方式において法定事業を受託し、生活困窮者の自立支援に参画し、職業的自立へつなぐ						
	社会福祉法人独自の取組み	○総合相談窓口	○就職活動支援	○経済的援助	○家計相談支援	○就学・学習支援	○就労訓練（中間的就労）の受入	○直接雇用の受入
点から線へ「つなぐ」	多様な主体との連携	○生活困窮者レスキュー事業の拡大（施設数、資金拠出額 等）		○スマイルサポーター事業の拡大（施設数 等）		▶ 中間的就労等事業者への発注（共同含む）		
		○CSW等との連携	○居場所づくりの設置	▶ 大学（学生ボランティア）との連携			▶ 地域就労支援センターとの連携 ▶ 若者サポートステーションとの連携 ▶ 民間企業等との連携（支援法人、IRL等） ▶ 総合評価入札制度の導入	
線を面へ「ひろげる」	トータルパッケージ機能	▶ 社会福祉法人をはじめ、多様な主体間の連携（上段参照）を「つなぎ」「ひろげる」ことで、オール大阪体制の新たな生活困窮者自立支援の「トータルパッケージ（一気通貫システム）」を構築する						

【図表②：府域における生活困窮者自立支援制度の将来像（イメージ）】

[資料出所]第3回検討部会配布資料より引用（大阪府 H26.7.30）



# 「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業(仮称)」のイメージ (事務局素案)

- 昨今の社会経済情勢により、拡大・増加している生活困窮者やさまざまな生活課題を抱える方などに対し、オール大阪の社会福祉法人、社会福祉施設が、それぞれの特性や強みを活かし、連携・協働して積極的な支援活動を行い、地域のセーフティネットを担う。
- 各社会福祉法人(施設)に配置する「コミュニティソーシャルワーカー」と大阪府社協の「社会貢献支援員」が連携し、ワンストップ、アウトリーチによる生活困窮者に寄り添った総合生活相談と緊急時の食材購入など現物給付による支援を実施。
- 大阪府社会福祉協議会・老人施設部会では平成16年度から先行して「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」を実施、保育部会では、保育園の保育士を「地域貢献支援員(スマイルサポーター)」として養成して育児相談だけでなく幅広い総合相談に対応。
- 平成25年度から神奈川県、平成26年度から埼玉県でも同様の事業がスタート。関東、近畿、九州をはじめ全国へひろがっている。

## 社会福祉法人 (府内1,500施設)

高齢者施設・保育園・救護施設・障がい者施設・児童養護施設・母子生活支援施設・授産施設・作業所・無料低額診療所…など

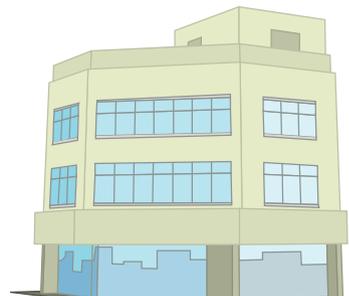


オール大阪の社会福祉法人が社会貢献基金を拠出(大阪府社協が管理)



拠出額累計  
8億円  
(H16~H25実績)

## 大阪府社会福祉協議会



市町村社協、民生委員・児童委員、ボランティア、各種団体等とのネットワークを活かした対応が可能

## 生活困窮世帯

対象者に寄り添う  
総合生活相談



経済的援助・物品支援  
(現物給付)

オール大阪の社会福祉法人による社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの何でも総合相談

就労支援や居場所づくりなど各法人・施設の強みを活かした社会貢献・地域貢献の推進

就労支援

社会参加  
生きがい支援

中間的就労

居場所づくり

家計相談支援

子どもの  
学習支援

…など各法人の取り組みを広く発信

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)  
※保育園はスマイルサポーター  
2,000人以上

連携

社会貢献支援員  
(府内の社会福祉法人に配置)  
30人

※緊急窮迫した生活困窮状況に対し、社会福祉法人の決裁による迅速な支援を実施(食材購入費、住まいの確保に係る費用、就職活動に係る交通費・電話代などを現物給付により支援)

※地域住民等からのリユース可能な家電等の寄付物品も活用して支援

<参考>社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)10年間の実績  
~生活困窮者に寄り添い、制度の狭間を埋め、既存の制度につなぐ~

- 対象者に寄り添う総合生活相談(既存制度へのつなぎ、自立支援)
- 緊急的な経済援助(概ね10万円を限度とした食材支援等の現物給付)
- 地域住民からの寄付物品(生活家電・日用品等)を活用した物品支援

実績(H16~25)  
30,000件以上  
5,500世帯以上  
1,000件以上

- ◆幅広い年齢層(10~80歳代)の失業・DV・精神障がい…など様々な生活困窮を支援
- ◆社会福祉法人(施設)の資源・専門性を活用した支援を展開(孤立防止のための地域の居場所・拠りどころの提供、自立に向けた就労訓練、資格取得支援…など)